

膳所 PTA 規約

滋賀県立膳所高等学校父母教師の会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県立膳所高等学校父母教師の会(略称、膳所高 PTA)と称し、その事務局を膳所高等学校(以下、本校という。)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、生徒の家庭と学校との連絡を密にし、本校の運営を助け教育に関する環境の改善に努め、生徒と会員の品位ならびに家庭生活の向上を図り、以て教育の効果を増進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 教育施設の改善に関する事業
- 二 生徒の特性、学力ならびに体位の向上に関する事業
- 三 教育の研究調査の援助に関する事業
- 四 会員相互の親睦ならびに教養に関する事業
- 五 その他必要な事業

(会員)

第4条 本会は次のいずれかに該当する者を会員として構成する。

- 一 生徒の保護者
- 二 本校に勤務する教職員
- 三 特に本校教育に関心を持ち会長の承認を得た者

第2章 組織

(役員および会計監査人)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 幹事 若干名
- 四 書記 1名
- 五 会計 2名
- 六 庶務 若干名
- 七 学年役員 各学年原則として生徒入学時のクラス数に2を乗じた数を定員とする。

2 本会に会計監査人を置く。会計監査人は2名とする。

(任務)

第6条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- 一 会長は本会を代表し、校長と連絡協議して会務を総理する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 三 幹事は各役員と連携して本会の事業活動を推進する。
- 四 書記は保護者主体の会の議事録を作成、管理する。
- 五 会計は本会の経理にあたる。
- 六 庶務は本会の関係業務全般を処理、記録し、他に属さない事務を処理する。
- 七 学年役員は本会の運営について協議し、事業に参画する。

2 会計監査人は本会の経理を監査する。

(選出および任期)

第7条 本会の役員および会計監査人の選出方法と任期は次のとおりとする。

- 一 本会の役員のうち会長、副会長は、選考委員会において学年役員の中から推薦し、総会の承認を得る。幹事および書記は選考委員会において学年役員の中から推薦し会長が委嘱する。会計および庶務は選考委員会において教職員の中から推薦し会長が委嘱する。これら役員の仕事は一年とし、これについて再任は妨げない。
- 二 本会の会計監査人は選考委員会において推薦し、総会の承認を得る。任期は一年とし、これについて再任は妨げない。
- 三 本会の役員のうち学年役員は、生徒入学時にその保護者の中から選考委員会において推薦し、会長が委嘱する。任期は入学年の定期総会より卒業年の定期総会までの三年とする。

(定期総会および臨時総会)

第8条 総会は本会の最高議決機関であり、その種類は定期総会および臨時総会とする。

- 一 定期総会は会計年度終了後二ヶ月以内に開催する。
- 二 臨時総会は会長が必要と認めた場合または全会員の2分の1以上の要求があった場合に、会長が招集する。

(総会付議事項)

第9条 次の事項については総会に付議しなければならない。

- 一 会長、副会長および会計監査人の承認
- 二 予算・決算および事業計画の審議と承認
- 三 本規約の改正
- 四 その他必要な事項や議案の審議と承認

(総会の運営)

第10条 総会の運営は次のとおりとする。

- 一 総会は会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席により成立する。
- 二 議決権は一世帯につき一票とする。
- 三 決議は出席世帯の過半数の同意を必要とする。
- 四 議長は会長とする。

(役員会等)

第11条 本会は役員会、執行部会および各委員会を置き、その構成と任務は次のとおりとする。

- 一 役員会は全役員をもって構成し、本会の運営について協議し、事業の推進を図る。また、会計監査終了後に開催される役員会において会計監査の報告を実施する。
- 二 執行部会は、会長、副会長、幹事、書記(以下、執行部員という)で構成し、必要に応じて会長が招集し、総会および役員会の議事に関わる事項、本会の運営に関わる事項、その他必要な事項を審議する。会長は、必要に応じて執行部員以外の役員を招集することができる。
- 三 運営委員会は学年役員から原則各学年4名ずつ選出された運営委員により構成し、さらにこの中から委員長、副委員長各1名を選出し、会長がこれを委嘱する。本会の運営上の企画および重要案件について会長の諮問に応じ、これを審議する。任期は一年とする。
- 四 広報委員会は学年役員から原則各学年4名ずつ選出された広報委員により構成し、さらにこの中から委員長、副委員長各1名を選出し、会長がこれを委嘱する。PTA広報紙の発行および本校ホームページを通じた情報発信を行う。任期は一年とする。
- 五 選考委員会は、次年度の会長、副会長、幹事、書記、会計監査人、会計、庶務および学年役員を推薦する。執行部員および役員より若干名で構成し、会長がこれを委嘱する。任期は選考開始から被推薦者についての承認または報告を行う定期総会の日までとする。

(事務局)

第12条 本会の事務局には会計および庶務を置く。

第3章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費と寄付金とをもって充てる。

(会費)

第14条 本会の会費の扱いは次のとおりとする。

- 一 会費は、一世帯につき年 4,800 円とする。
- 二 生徒の休学、留学、退学などにより、会費を返還する場合は月割りをもちて精算する。

(弔慰)

第15条 本会の弔慰に関する規定は別に定める。

(予算決算の承認)

第16条 本会の予算決算は総会の承認を受ける。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

本規約は平成 23 年 5 月 14 日より一部改正し、施行する。
本規約は平成 27 年 5 月 16 日より一部改正し、施行する。
本規約は平成 28 年 5 月 14 日より一部改正し、施行する。
本規約は令和 2 年 5 月 20 日より一部改正し、施行する。第 14 条に定める会費の変更については、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

滋賀県立膳所高等学校父母教師の会弔慰に関する内規

第1条 本内規は、滋賀県立膳所高等学校父母教師の会規約に基づき慶弔の取り扱いについて必要な事項を定める。

第2条 会員の弔慰については原則として次のとおりとする。

- 一 会員死亡のとき 20,000 円もしくは、それに相当する弔花等
- 二 生徒死亡のとき 20,000 円もしくは、それに相当する弔花等

第3条 その他の弔慰については、本内規に準じて役員会で協議し定める。

第4条 急を要する対応が必要なときは執行部会にて対応し、その取り扱いについて役員会において事後承認を得るものとする。

第5条 本内規の改廃は役員会での承認を得るものとする。

附則

本内規は令和 2 年 5 月 20 日から施行する。